

お知らせ

ごあんない



東予管内家庭教育・子育て応援フォーラム

■日時 1月21日(土) 13時30分～16時

■場所 東予地方局西条庁舎 7階 大会議室
(西条市喜多川796-1)

■募集人員 先着150名(託児あり)

■参加料 無料

■内容 講演(講師:中村和憲さん)・パネルディスカッション

■申込〆切 1月11日(水)

■主催 愛媛県教育委員会

■問合せ先 東予教育事務所 社会教育課

TEL(0897) 5611300(内線458)

※詳細は、東予教育事務所ホームページ
(<http://toyo-ki.esnet.ed.jp/>) からダウンロードできます。

県営住宅入居者募集

県営住宅の補欠入居(空家待ち) 申込の受付を行います。

■募集対象 唐子台団地など今治市内6団地に空家が生じた場合の入居予定者募集

■申込資格

・同居親族があること(高齢者、身体障害者の方などを除く)。

・現に住宅に困窮していること。

・世帯の収入が基準以下であること。

・入居申込者及び同居しようとする親族が、暴力

団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

■申込受付期間 2月1日(水)～10日(金) 8時30分～17時まで

■申込受付場所 愛媛県東予地方局今治土木事務所管理課(今治市旭町1丁目4-9)

TEL 089812312500(内線265)

※入居申込資格や家賃など詳しくはお問い合わせください。

愛媛労働局からのお知らせ

平成24年1月31日(火)は、労働保険(労災保険・雇用保険)料の第3期分の納付期限となっております。

事業主の皆様へは、12月28日頃に納付書をお届けしますので、最寄りの金融機関での納付をお願いします。

ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

1月の潮汐表

日	潮	高 潮				低 潮			
		時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位	時刻	潮位
1(日)	小	4:07	253	16:26	277	10:03	116	22:58	107
2(月)	小	5:18	241	17:16	259	11:01	143	—	—
3(火)	長	6:41	239	18:14	247	0:01	108	12:18	163
4(水)	若	7:59	249	19:16	242	1:08	103	13:52	170
5(木)	中	9:00	265	20:12	244	2:09	90	15:05	164
6(金)	中	9:46	285	21:01	252	2:59	74	15:55	153
7(土)	中	10:24	304	21:45	265	3:41	55	16:34	139
8(日)	大	10:58	323	22:26	279	4:20	37	17:08	123
9(月)	大	11:31	338	23:05	293	4:56	20	17:41	107
10(火)	大	12:04	350	23:45	306	5:33	7	18:14	92
11(水)	大	—	—	12:38	357	6:10	0	18:49	78
12(木)	中	0:26	315	13:14	358	6:48	0	19:25	67
13(金)	中	1:10	319	13:52	353	7:29	8	20:05	59
14(土)	中	1:56	317	14:32	341	8:12	25	20:48	56
15(日)	小	2:48	309	15:16	325	8:59	49	21:37	56
16(月)	小	3:49	297	16:07	306	9:53	78	22:33	57
17(火)	小	5:01	287	17:07	288	10:59	106	23:41	57
18(水)	長	6:23	286	18:17	277	—	—	12:21	126
19(木)	若	7:46	297	19:30	275	0:56	50	13:52	131
20(金)	中	8:57	317	20:38	282	2:10	35	15:09	120
21(土)	中	9:55	337	21:37	294	3:14	15	16:08	103
22(日)	中	10:44	354	22:28	307	4:09	-2	16:57	86
23(月)	大	11:28	365	23:15	317	4:57	-14	17:40	72
24(火)	大	12:07	367	23:58	322	5:40	-17	18:19	63
25(水)	大	—	—	12:44	362	6:20	11	18:55	58
26(木)	大	0:39	320	13:18	350	6:58	4	19:31	58
27(金)	中	1:18	311	13:50	333	7:34	26	20:05	63
28(土)	中	1:57	298	14:21	313	8:09	53	20:39	71
29(日)	中	2:38	280	14:52	292	8:42	83	21:14	81
30(月)	小	3:22	261	15:23	271	9:18	113	21:54	91
31(火)	小	4:17	243	15:59	251	9:58	142	22:42	100

※この潮汐表は、尾道港を基準港として計算した弓削港のものです。

※この潮汐表は、(財)日本水路協会から引用したものです。

■問合せ先 愛媛労働局労働保険徴収室
TEL 089193515202

冬季の省エネルギー対策について

～11月から3月は冬季の省エネキャンペーン～

11月から3月までの期間はエネルギー消費が増加する季節です。暖房中の室温を適切に調整する等の省エネルギー対策を実践しましょう。また、今冬は、四国管内でも電力不足が懸念されておりますので、節電へのご協力をお願いします。家庭・オフィスで「家庭の省エネ大事典 2011年版」を活用し、より一層の省エネを実践しましょう。

家庭の省エネ大事典

<http://www.ecc.or.jp/dict/>

〈参考〉政府の節電ポータルサイト「節電アクション」もご覧ください。

■節電.go.jp <http://setsuden.go.jp/>



兵庫障害者職業能力開発校

平成24年度訓練生募集

国立県営兵庫障害者職業能力開発校では、平成24年度訓練生（4月入校生）を募集します。詳しくは直接連絡先又は居住地を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）にお問い合わせ下さい。

■募集対象者 身体障害者

■募集科目と募集定員

【1年制】OAシステム科 12名

グラフィックアート科 17名

情報ビジネス科 14名

インテリアCAD科 8名

【6カ月制】オフィスワーク事務科 14名

■受付期間 12月5日（月）～1月17日（火）

■選考日 2月1日（水）

■授業料は無料です。（ただし、教科書代等は自己負担）通校が困難な方については校内に寮設備があります。

■連絡先 〒664-0845 兵庫県伊丹市東有岡4丁目8 国立県営 兵庫障害者職業能力開発校

TEL 072-782-1321 FAX 072-782-1708

URL <http://www.hyouyou.jp/>

小学校～高校生のための春休み

海外派遣 参加者募集

文部科学省所管の財団法人・国際青少年研修協会では、8事業の参加者を募集しています。体験を通して、お互いの理解や交流を深め、国際性を養うことを目的に実施します。おひとりでご参加になる方が8割以上、はじめて海外へ行かれる方が6割以上のご参加ですので、事前研修会では仲間作りから丁寧に指導いたしますので、安心して参加いただけます。

【内容】ホームステイ・ボランティア・文化交流・学校体験・英語研修・地域見学・野外活動など
【派遣先】米国・英国・豪州・カナダ・ニュージー

ーランド・カンボジア・フィジー

【日程】3月25日（日）～4月5日（木）10～12日間

※事業により異なる

【対象】小3～高3の方まで ※事業により異なる

【説明会】全国12都市、1月下旬 ※入場無料・予約不要

【参加費】

29.8～43.8万円（共通経費は別途）

【締切】2月6日（月）

【問い合わせ・資料請求】

〒108-0073 東京都港区三田5-7-8-9

21（財）国際青少年研修協会

TEL 03-6459-4661 FAX 03-6459-4633

E-MAIL info@kskk.or.jp

URL <http://www.kskk.or.jp>

預金保険制度について

私たちの預金と保護のしくみ

「預金保険制度」は、万が一、金融機関が破綻した場合に、預金者等の保護や資金決済の確保を図ることによって、信用秩序を維持することを目的としています。

【預金保険制度のしくみ】

■預金者は、預金保険制度について、特に手続きを行う必要はありません。預金保険制度の対象金融機関は、預金保険法により預金保険制度への加入が義務付けられており、預金保険機構に保険料を納めなければなりません。このため、万が一の金融機関の破綻に際しても、預金者は、預金保険機構が一定額の保険金を支払うことなどにより保護されます。

■預金保険制度は、預金保険機構により運営されています。

※預金保険制度についてのご質問等は、預金保険機構、全国の各財務局、金融庁まで。

放送大学4月生募集のお知らせ

放送大学では平成24年度第1学期（4月入学）の学生を募集中です。放送大学はテレビなどの放

送を利用して授業を行う通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学など、幅広い分野を学べます。

■出願期間 2月29日まで

資料を無料で差し上げています。お気軽に放送大学愛媛学習センター（TEL 089-923-1854）までご請求ください。放送大学ホームページでも受け付けております。

クリーンセンターからお願い

燃えるゴミの中に不燃物はいれないで！

燃えるゴミの中に金属類が混入されていることがあります。

金属類の混入は機器の損傷等につながり、施設の寿命を短くしてしまいますので、燃えるゴミの中には、金属類等の不燃物は絶対に入れないでください。

絶対ダメ！不法投棄は犯罪です

ごみ（廃棄物）をみだりに捨てることは「犯罪」です。罪は非常に重く、「5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金に処せられます。」

山林やがけ下、海岸、畑、道路等に家庭ごみや家電品等の粗大ごみ、事業活動で生じたごみ等を捨てる行為を「不法投棄」といいます。こうした行為が自然界に与える影響は非常に大きく、景観を損なうのはもちろんのこと、投棄されたごみの種類によっては、土壌や地下水が汚染されることも十分に考えられます。

不法投棄をなくすためには、私たち一人ひとりがルールを守り、ごみを捨てることに對してモラルを持つことが大切です。

もし、不法投棄を発見した場合は、投棄者と直接接せず、情報（日時、場所、性別、投棄物の種類、量、車の車種、ナンバーなど）を記録して、各総合支所の住民課までご連絡ください。

美しい景観や豊かな自然環境を次世代の子供たちに引き継ぐためにも、私たちの町をみんなで監視し、地域ぐるみで不法投棄の防止に努めましょう。

興味本位でアクセスしたら…

●不当・架空請求について

不当・架空請求では、無料サイトと思ってクリックしたら、いきなりアダルトサイトなどに登録完了と表示されたり、全く身に覚えのない料金を請求されたりします。

愛媛県消費生活センターが平成23年度上半期に受付した相談の中でも、「デジタルコンテンツ」（パソコンや携帯電話等からインターネットを通じて得られる情報）に関する相談が最も多くなっています。最近では、未成年者がトラブルに遭うケースも多く、また、手口も多様化・巧妙化しており注意が必要です。

●被害にあわないために

☆請求内容に驚き、あわてて業者へ連絡することは個人情報を知らせることになりますので絶対にやめましょう。

☆全く契約した覚えがなければ、料金請求や登録と表示されても支払う必要はありませんので、無視しましょう。

☆出会い系サイトやアダルトサイトなど、興味本位でアクセスしないようにしましょう。

☆無料サイトから、本人が意図しないうちにアダルトサイトなどに誘い込まれることがありますので、怪しい無料サイトには近づかないようにしましょう。

☆未成年者が利用する場合には、親子でルールを決めるなど適正に利用するようにしましょう。☆何か心配なことがありましたら、左記の相談窓口までご相談下さい。

【消費生活に関する相談窓口】

愛媛県消費生活センター TEL 089-925-3700

岩城総合支所産業振興課 TEL 75-2500

せとうち交流館 TEL 77-2252

生名総合支所建設課 TEL 76-3000

魚島総合支所建設課 TEL 78-0011

【愛媛県消費生活センターからのお知らせ】

「消費生活かるた（あ行くは行篇）」完成

愛媛県消費生活センターでは、幅広い年齢層の方に、楽しみながら「消費者被害」の手口や対処法を知っていただくために「消費生活かるた」を作成しています。現在「あ行くは行篇」が出来上がり、2月に完成予定です。「消費生活かるた」は愛媛県消費生活センターホームページでも配信中です。

アドレス：<http://www.pipi-karuta.jp/>



上島町農業委員会からのお知らせ

上島町農業委員会委員選挙人名簿登載申請書の提出について（お願い）

農業委員会では、毎年、農業委員の選挙権及び被選挙権を有する者の名簿を1月1日の状況で整備しています。この選挙人名簿に登載されていない者は、農業委員に投票又は立候補する事ができません。

資格がある方は期日までに所定の場所へ提出して下さい。

■名簿に登載できる人（資格要件）

- ・町内に住所を有し、年齢が20歳以上の方（平成4年4月1日以前の出生者）
- ・10アール（＝1,000㎡）以上の農地を耕作している方及び同居の親族又は配偶者
- ・耕作従事日数が年間60日以上の方

■提出期限 平成24年1月10日（火）

■申請書の提出先・お問合せ

上島町各総合支所農業委員会事務局（岩城産業振興課、弓削産業振興課、生名建設課、魚島建設課）

昨年、選挙人名簿に登載があった方で資格要件があると思われる方に登載申請書を郵送しています。資格要件を有する方で登載申請書が郵送されていない方は各農業委員会事務局までお問合せ下さい。

イノシシの被害防止対策について

最近、「イノシシを見掛けた」という情報が多数寄せられています。そこで、伯方警察署から「イノシシの被害防止対策」についてお知らせします。

◇歩行中にイノシシと出会ってしまったら…

イノシシの嫌いなものは犬と大きな音です。特に金属音や炸裂音を嫌います。

もしもイノシシと出会ってしまったら、

○大きな声を出す

○ガードレール等があれば棒や石で叩き、大きな音を出す

等が有効です。そして、当面の危険を回避して安全を確保することができれば、警察に通報して下さい。保護者のみなさんには、お子さんがイノシシを見掛けた場合には、

○近寄らず、近くの人に助けを求める

○塀などの遮蔽物の内側や民家などの敷地内に隠れる

等を教え、むやみに近寄ることのないよう、よく指導して下さい。

◇車を運転中にイノシシと出会ってしまったら…

イノシシは光を恐れませんが、車のライトは【敵】と認識され突進してくる恐れがあります。

不幸にしてイノシシと接触した場合は、

○急ブレーキや急ハンドルは危険です

○衝突の衝撃は大きなものがあります、あわてずハンドルはしっかり握っておきましょう

○物損事故と同じ扱いになります、届出をすれば事故証明が出ます

○イノシシを道路上に放置したままでは、後続車両に影響が出ます、二次被害をなくするため必ず届出をして下さい

イノシシの捕獲実績報告

平成23年3月16日から11月10日までに弓削・佐島・岩城捕獲隊によって捕獲されたイノシシは全部で139頭でした。

なお、地区別の内訳は次のとおりです。

地区名	頭数
弓削地区	106頭
佐島地区	6頭
岩城地区	27頭
合計	139頭

平成23年度秋期カラス捕獲数報告について

9月25日から10月23日までカラスの捕獲を実施しましたので、捕獲数を報告します。

地区名	捕獲数
弓削地区	93羽
岩城地区	82羽
生名地区	56羽
合計	231羽

お詫びと訂正

12月号の広報において次のとおり誤りがありましたので、お詫びして訂正します。

■ P11 「ベルマークで「東日本大震災」被災校の支援を！」のベルマーク収集箱の設置箇所の表記がありませんでした。

設置箇所は、「各総合支所1階、せとうち交流館」になります。

■ P15 各地区の英会話教室

【誤】《生名》毎週火曜日19:30～ 生名公民館
毎週水曜日9:00～

↓

【正】《生名》毎週月曜日9:00～ 生名公民館

【第2弾】上島町プレミアム付商品券『生名橋開通記念』使用期日

(第2弾) 上島町プレミアム付商品券をご利用頂ける期間は次の期日迄となっています。

ご使用忘れのないよう再度ご確認ください。

有効期間を過ぎた場合は無効となります。

有効期間 平成24年 1月31日(火)

上島町生名橋開通記念プレミアム付商品券発行事業実行委員会 TEL 0897-75-3074

「新成人のみなさん20歳は国民年金に加入する年齢です。」

国内在住の20歳から60歳未満のすべての方は、国民年金に加入し保険料を納めることになっています。

国民年金は、老後の生活保障である老齢基礎年金と、思わぬ事故などで障害が残ったときに支給される障害基礎年金、生計を維持している方が亡くなられたときに残された妻や子に支給される遺族基礎年金があり、生活の安定が損なわれることがないように、お互いを支えあう制度です。加入の届出や保険料の納め忘れがあると年金が受けられないことがありますので、忘れず手続きしましょう。職業などにより次のように分類されます。

▽第1号被保険者

自営業者・学生・無職の方などが対象です。加入の手続きは、町役場（総合支所）国民年金窓口または年金事務所で行います。20歳の誕生日を迎えられる方には、20歳の誕生月に日本年金機構から加入手続きの用紙が送られてきます。保険料は、被保険者が納めます。

▽第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している会社員・公務員などが対象です。加入手続きは、勤務先で行います。保険料は、勤務先の給料から天引きされます。

▽第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者が対象です。加入手続きは、配偶者の勤務先で行います。

「年金手帳は大切に保管しましょう。」

公的年金制度では、すべての制度に共通した基礎年金番号が使われます。

国民年金や厚生年金に加入すると基礎年金番号が記載された年金手帳が交付され、加入記録や保険料の納付状況などがこの番号で管理されます。

年金手帳は、年金に関する手続きの時に必要となりますので、大切に保管ください。

「保険料の猶予・免除について」

学生や収入が少ないため国民年金保険料の納付ができない方は、「学生納付特例」や「若年者納付猶予」など保険料の支払いを猶予する制度などがあります。希望の方は、国民年金加入手続きと併せて申請ください。

「保険料の納付は前納がお得です。」

老齢基礎年金を受けるには年金受給資格期間が合計25年（300月）以上必要です。第2号・第3号被保険者だった期間も合算します。満額受給には40年間（480月）の保険料納付期間が必要です。

保険料の納め方は、毎月納める方法と、1年分や6カ月分を一括して前払いで納める方法（前納）があります。

前納は、毎月納める保険料が割り引かれ、口座振替での前納は、保険料が多く割り引かれます。納め忘れ防止に便利な口座振替をご利用ください。

なお4月から口座振替を希望される場合には2月末までに手続きを済ませてください。

問合せ先：各総合支所住民課 国民年金窓口

上島町立保育所入所申込みのご案内

保育所の入所申込みの受付を次のとおり行いますので、入所を希望される方は、所定の申請書に必要事項を記入のうえ、下記の要領でお申込みください。

《申込期間》平成24年1月25日（水）～2月3日（金）8：30～17：15 ※土日祝祭日除く。

《申込場所》上島町役場各総合支所 住民課及び保育所

《必要書類》①保育所入所申込書

②家庭において児童を保育することができないことを証明する書類（就労証明書、自営業証明書等）

③平成23年分給与所得源泉徴収票

④印鑑

※①②の用紙は、各総合支所住民課及び保育所にあります。

《保育所入所基準》

児童と同居の保護者（保護者以外の65歳未満の同居者も含む。）が昼間家庭で保育ができない次のいずれかの場合

①家庭外労働 親が家庭外で仕事をしており、児童の保育ができない場合

②家庭内労働 親が家庭で児童と離れ家事以外の仕事をしており、児童の保育ができない場合

③親のいない家庭 死亡・行方不明・拘禁等の理由で、親がいない家庭の場合

④母親の出産等 母親が出産前後に病気・負傷・心身障害で、児童の保育ができない場合

⑤病人の看護等 家庭に長期にわたる病人・心身に障害のある人がいるため、親がいつもその看護にあたり、児童の保育ができない場合

⑥家庭の災害 火災・風水害・地震等の災害復旧の間、児童の保育ができない場合

《問合せ先》 弓削総合支所住民課（TEL 77-2503） 生名総合支所住民課（TEL 76-3000）

岩城総合支所住民課（TEL 75-2500） 魚島総合支所住民課（TEL 78-0011）